第76回 定時株主総会
招　集　ご　通　知

日　時

2016年６月24日（金曜日）午前10時

場　所

東京都文京区後楽一丁目３番61号
東京ドームホテル　地下１階　「オーロラ」
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

クラリオン株式会社
（証券コード　6796）

企業理念

基本理念

クラリオンは、音と情報と人間のより良きつながりを追求し、価値ある商品を生みだすことにより、豊かな社会づくりに寄与します。

経営姿勢

- 優れた製品とサービスを提供し、お客様に満足と喜びをおくる。
- 独自の発想と技術により、新たな価値を創造する。
- 個々の人間性と能力を尊重し、自由闊達な風土を作る。
- 人と社会と自然の調和を図り環境維持につとめる。
- 地域社会の発展のために、企業市民としての責任を全うする。
- 適正な利潤の確保により、継続的な成長を果たす。

行動指針

私たちは、

- 常に勇気を持って自らを革新し、高い目標に“挑戦”します。
- 常に新しい価値を生みだす夢と感動を“創造”します。
- 常に人々の信頼に応えるために、“誠意”を尽くします。

目　次

招集ご通知	P1
事業報告	P4
連結計算書類	P26
計算書類	P29
監査報告	P32
株主総会参考書類	P38

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役８名選任の件

証券コード　6796
2016年６月３日

株　主　各　位

埼玉県さいたま市中央区新都心７番地２
クラリオン株式会社
取締役社長兼ＣＯＯ　川　本　英　利

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2016年６月23日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
〔書面による議決権行使の場合〕
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。
〔インターネットによる議決権行使の場合〕
　議決権行使ウェブサイト（http://www.tosyodai54.net）において、上記の行使期限までに議決権を行使して下さい。

敬　具

記

１．日　　時　　2016年６月24日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都文京区後楽一丁目３番61号
　　東京ドームホテル　地下１階　「オーロラ」
　　（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
３．目的事項
　報告事項　１．第76期（2015年４月１日から2016年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第76期（2015年４月１日から2016年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役８名選任の件
４．議決権の行使等についてのご案内
　次頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照下さい。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

【議決権の行使等についてのご案内】

（1）議決権の行使に関する事項

① 書面による議決権の行使において議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

② 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

③ インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

（2）株主総会参考書類並びに事業報告等の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.clarion.com）に掲載させていただきます。

（3）本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.clarion.com）に掲載しておりますので、後記の連結計算書類及び計算書類には記載しておりません。従って、後記の連結計算書類及び計算書類は、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

（4）インターネットによる議決権行使のご案内

① 議決権行使ウェブサイトについて

ア．インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo！ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.tosyodai54.net）にアクセスし、ご利用いただくことによってのみ実施可能です。

※「ｉモード」は㈱ＮＴＴドコモ、「EZweb」はＫＤＤＩ㈱、「Yahoo！」は米国Yahoo！Inc.、「Yahoo！ケータイ」はソフトバンク㈱の商標又は登録商標です。

イ．パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承下さい。

ウ．携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスがご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信（ＳＳＬ通信）及び携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承下さい。

② インターネットによる議決権行使方法について

議決権行使ウェブサイト（http://www.tosyodai54.net）において、議決権行使書用紙の「お願い」欄に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先
株主名簿管理人：東京証券代行株式会社
フリーダイヤル　0120－88－0768
受付時間　土日を含む午前９時～午後９時

（提供書面）

事　業　報　告

（2015年４月 １日から
2016年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済対策を背景に企業収益や雇用環境の改善など緩やかな回復基調にあるものの、新興国経済の減速や円高の進行などにより先行きの不透明感が強まりました。

海外におきましても、米国・欧州などの先進国を中心に堅調な需要に支えられ緩やかながらも回復傾向を維持いたしましたものの、新興国を中心に弱さが見られました。

当社グループの関連する自動車業界におきましては、日本国内では軽自動車の自動車税増税等により新車販売が２年連続での減少となりました。また、米国では自動車販売が６年連続で増加し、欧州でも回復基調となりました。一方、中国では販売の伸びが鈍化し、多くの新興国における販売も減少いたしました。

このような市場環境のもと当社グループは、事業ポートフォリオの変革を掲げ、自動運転、自動駐車を中心としたセーフティアンドインフォメーション事業と「つながる」を実現するコネクティビティ事業を将来に向けての成長の柱として強化するとともに、これまで以上に日本中心の事業構造を海外へとシフトするなど、グローバル事業運営の強化を推進してまいりました。

当連結会計年度における業績の概要は次のとおりであります。

なお、当社は、2015年６月に提出した有価証券報告書から国際財務報告基準（以下、「IFRS」）に基づく連結財務諸表を作成しており、当期から会社計算規則第120条第１項の規定によりIFRSに基づいて連結計算書類を作成しています。そのため、前期の数値はIFRSに置き換え、当期業績と比較しています。

当社グループにおきましては、日本国内での販売は厳しい環境となりましたが、前期比での円安影響、米州、アジアにおけるＯＥＭ（相手先ブランドによる生産）市場の拡大及び新製品による寄与等があり、売上収益は2,162億27百万円と前期比8.9％の増収となりました。

また、損益面につきましては、増収による操業度改善、原価低減の推進等により、営業利益は115億51百万円と前期比56.4％の増益となりました。税引前当期利益は104億95百万円と前期比71.2％の増益、親会社株主に帰属する当期利益は77億43百万円と前期比58.8％の増益となり、各段階利益においていずれも増益となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（日本）

国内における新車販売の低迷、市場回復の遅れにより、当セグメントの売上収益は841億19百万円と前期比12.8％の減収となりました。一方、損益面につきましては、円安を受けた海外生産から国内生産への移管及び全社をあげた原価低減活動等により、営業利益は42億32百万円と前期比97.7％の増益となりました。

（米州）

米国での好調な自動車販売、ＯＥＭ市場向け新製品の導入、中米子会社のＥＭＳ（電子機器受託製造サービス）事業の拡大等により、当セグメントの売上収益は908億53百万円と前期比47.6％の増収、また、損益面につきましても営業利益は31億96百万円と前期比119.2％の増益となりました。

（欧州）

欧州における自動車販売は好調を維持しているものの、モデル切り替えの端境期であり、当セグメントの売上収益は138億45百万円と前期比13.9％の減収となりました。

一方、損益面につきましては、売上収益が減少したものの原価低減を推進した結果、営業利益は５億73百万円と前期比6.8％の増益となりました。

（アジア・豪州）

中国、タイでのＯＥＭ市場向け売上の拡大、北米向け製品生産増による操業度改善等により、当セグメントの売上収益は274億８百万円と前期比11.8％の増収、また、損益面につきましても営業利益は36億40百万円と前期比11.8％の増益となりました。

（２）設備投資等の状況

当連結会計年度につきましては、生産設備並びに金型等に総額38億88百万円の設備投資を実施いたしました。

（３）資金調達の状況

2015年６月にシンジケートローン80億円を組成いたしました。また、2016年２月にシンジケート

方式により、マルチカレンシー・コミットメントライン総額100億円を組成いたしました。

（4）事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

該当事項はありません。

（5）対処すべき課題

当社グループの関連する自動車業界におきましては、インターネット技術、人工知能の進化とともに自動運転の実用化に向けての動きが広がる一方、スマートフォンとクルマの連携の深化によりカーシェアリングサービスが広がりを見せるなど、ビジネスモデルが変化する兆しが現れています。一方、自動車部品メーカーにおいては、グローバルでの買収・資本提携を通じて事業規模を拡大する動きが進んでおり、メガサプライヤーとの競争が激化してきております。このような市場環境のもと、当社は「車両情報システムプロバイダー」としてクルマ社会での「安心・安全」をめざしたセーフティアンドインフォメーション事業、Smart Access（自動車向けクラウド型ネットワーク基盤）で「つながる」を実現するコネクティビティ事業のグローバル展開を加速して世界に先駆けた製品・サービスを導入してまいります。

来期におきましては、当社の主力製品であるSurroundEye（全周囲俯瞰システム）、Smart Accessを活用したサービスを中心としてバス・トラック等の業務用車両向けの製品を強化してまいります。また、自動運転の安全性を確保するためには、ハードとソフトを統合したシステムソリューションが重要になっていることから、当社の強みである車両周辺監視技術を活かした安全支援機能により複雑で膨大な情報をシンプルでわかりやすい情報にタイムリーに変化させ、お客様のクルマ空間での利便性・快適さを追求してまいります。

また、当社の健全かつ持続的な成長と企業価値向上のため、経営の監督と執行機能の分離による機動的な経営とコーポレート・ガバナンス強化を目的として、指名委員会等設置会社への移行のための定款一部変更を株主総会にお諮りさせていただくことといたしました。

当社を取り巻く経営環境が著しく変化するなか、当社は日立グループの一員として今後とも社会的責任を果たし、世の中に必要とされる価値ある企業として成長することをめざしてまいります。

（6）直前３事業年度の財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況

IFRS（国際財務報告基準）

区　　分	第73期 （2012.4.1 から 2013.3.31まで）	第74期 （2013.4.1 から 2014.3.31まで）	第75期 （2014.4.1 から 2015.3.31まで）	第76期 （2015.4.1 から 2016.3.31まで）
売上収益 (百万円)	－	191,368	198,632	216,227
営業利益 (百万円)	－	5,462	7,386	11,551
税引前当期利益 (百万円)	－	4,568	6,131	10,495
親会社株主に帰属する当期利益(百万円)	－	3,985	4,875	7,743
基本的1株当たり親会社株主に帰属する当期利益(円)	－	14.14	17.30	27.47
総資産 (百万円)	－	123,716	129,498	131,031
親会社株主持分 (百万円)	－	25,963	34,823	37,688
１株当たり親会社株主持分(円)	－	92.10	123.54	133.72

（注）１．当社の連結計算書類は第76期よりIFRSに基づいて作成しております。
　　また、ご参考として、第74期、第75期のIFRSベースに組み替えた数値を記載しております。

２．基本的１株当たり親会社株主に帰属する当期利益は、普通株主に帰属しない金額を除いて算出しております。なお、算定の基礎となる株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除しております。

３．１株当たり親会社株主持分は期末発行済株式総数に基づき、自己株式を控除した株式数により算出しております。

日本基準

区　　分	第73期 (2012.4.1から 2013.3.31まで)	第74期 (2013.4.1から 2014.3.31まで)	第75期 (2014.4.1から 2015.3.31まで)	第76期 (2015.4.1から 2016.3.31まで)
売上高 (百万円)	177,288	191,337	198,627	−
経常利益 (百万円)	3,326	4,441	4,255	−
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,358	3,342	2,304	−
1株当たり当期純利益(円)	4.82	11.86	8.18	−
総資産 (百万円)	117,398	125,384	129,292	−
純資産 (百万円)	22,002	27,881	34,154	−
1株当たり純資産額(円)	77.33	98.31	120.56	−

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、普通株主に帰属しない金額を除いて算出しております。なお、算定の基礎となる株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除しております。

2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき、自己株式を控除した株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第73期 (2012.4.1から 2013.3.31まで)	第74期 (2013.4.1から 2014.3.31まで)	第75期 (2014.4.1から 2015.3.31まで)	第76期 (2015.4.1から 2016.3.31まで)
売上高 (百万円)	131,725	137,129	135,862	150,071
経常利益 (百万円)	2,673	2,928	2,196	3,932
当期純利益 (百万円)	1,099	4,121	2,389	3,246
1株当たり当期純利益(円)	3.90	14.62	8.48	11.52
総資産 (百万円)	103,881	109,046	104,204	102,602
純資産 (百万円)	18,312	21,713	24,346	26,962
1株当たり純資産額(円)	64.95	77.02	86.37	95.66

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、普通株主に帰属しない金額を除いて算出しております。なお、算定の基礎となる株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除しております。

2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき、自己株式を控除した株式数により算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社日立製作所で、同社は当社の株式179,815千株(議決権比率64.00%)を保有しております。

当社は、同社との間で、カーナビゲーションシステム用の部品等の購入及び金銭消費貸借の取引を行っております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

ア．当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、開発案件については、市場価格、原価率等を勘案して当社見積価格を提示して価格交渉のうえ、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

イ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

ウ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合のその意見

該当事項はありません。

③　重要な子会社の状況

会　　社　　名	所　在　地	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
		百万円	%	
クラリオンセールスアンドマーケティング㈱	埼　玉　県	300	100	自動車機器卸売業
		百万円		
クラリオンマニュファクチャリング アンドサービス㈱	福　島　県	50	100	自動車機器製造業
		千米ドル		
Clarion Corporation of America	アメリカ	73,825	100	自動車機器卸売業
		千墨ペソ		
Electronica Clarion, S. A. de C. V.	メキシコ	356,311	81.0(100)	自動車機器製造及び卸売業
		千ユーロ		
Clarion Europe S. A. S.	フランス	5,204	100	自動車機器卸売業
		千ユーロ		
Clarion Hungary Electronics Kft.	ハンガリー	13,789	100	自動車機器製造業
		千香港ドル		
Clarion（H. K.）Industries Co., Ltd.	香　　港	46,500	100	自動車機器製造及び卸売業
		千中国元		
Dongguan Clarion Orient Electronics Co., Ltd.	中　　国	436,047	0（100）	自動車機器製造及び卸売業
		千泰バーツ		
Clarion Asia（Thailand）Co., Ltd.	タ　　イ	693,800	100	自動車機器製造及び卸売業

（注）１．議決権比率欄の（　）内は間接保有を含めた所有割合であります。
　　２．当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

（8）主要な事業内容（2016年３月31日現在）

部門	主要製品
自動車機器事業	カーナビゲーション、カーオーディオ、テレマティクスコントロールユニット、クラウド型ネットワークサービス、全周囲俯瞰システム、リアセンシング、近傍センシング
特機事業	業務用運行管理システム、業務用カメラシステム
その他の事業	電子部品（ＥＭＳ事業）

（9）主要な営業所及び拠点（2016年３月31日現在）

① 本店・技術センター　埼玉県さいたま市中央区新都心７番地２
② 本社事務所　埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２
③ 営業所　大阪営業所（大阪府吹田市）広島営業所（広島市西区）
浜松営業所（浜松市中区）名古屋営業所（名古屋市名東区）
④ 営業拠点　クラリオンセールスアンドマーケティング㈱（さいたま市中央区）
Clarion Corporation of America（アメリカ　カリフォルニア）
Clarion Europe S. A. S.（フランス　クィスティン）
⑤ 生産拠点　クラリオンマニュファクチャリングアンドサービス㈱（福島県郡山市）
Electronica Clarion, S. A. de C. V.（メキシコ　ケレタロ）
Clarion Asia（Thailand）Co., Ltd.（タイ　ラヨン）
Dongguan Clarion Orient Electronics Co., Ltd.（中国　東莞市）
Clarion Hungary Electronics Kft.（ハンガリー　ナジカータ）

（10）従業員の状況（2016年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
8,967名	446名減

（注）従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,481名	42名減	45.8歳	15.7年

（注）従業員数は就業人員であります。（出向者を除く）

（11）主要な借入先の状況（2016年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社日立製作所	17,000百万円
株式会社りそな銀行	4,426
株式会社みずほ銀行	3,311
株式会社三井住友銀行	2,984
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,837
三井住友信託銀行株式会社	1,050
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	1,035

（注）１．株式会社日立製作所からの借入金は、日立グループ・プーリング制度の利用によるものです。

２．借入金残高には、協調融資団によるものが含まれております。

協調融資団の内容

共同幹事　株式会社りそな銀行
　　株式会社みずほ銀行
　　株式会社三井住友銀行

参加行数　12行

契約金額　17,000百万円

融資残高　17,000百万円

３．当社は、協調融資枠設定契約（シンジケート方式によるコミットメントライン）を締結しております。

協調融資枠設定契約の内容

共同幹事　株式会社りそな銀行
　　株式会社みずほ銀行
　　株式会社三井住友銀行

参加行数　7行

契約金額　10,000百万円

融資残高　255百万円

（12）その他企業集団の現況に関する重要な事項

ロシア市場の事業拡大・強化を目的として、ロシア・モスクワに当社100％出資の現地販売子会社Clarion RUS LLCを2016年２月19日に設立いたしました。

2．会社の現況に関する事項

（1）会社の株式に関する事項（2016年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　450,000,000株
② 発行済株式の総数　282,744,185株
③ 株　主　数　15,566名
④ 大　株　主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社日立製作所	179,815千株	63.80%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,244	2.22
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS－MARGIN（CASHPB）	3,588	1.27
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジエイピーアールデイ アイエスジー エフ イーーエイシー	3,365	1.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,081	1.09
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアンツ アカウント エスクロウ	3,015	1.07
ゴールドマンサックスインターナショナル	2,454	0.87
MSCO CUSTOMER SECURITIES	2,202	0.78
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1,813	0.64
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノントリティー クライアンツ 613	1,499	0.53

（注）１．上記のほか、自己株式883,594株を保有しております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

（2）会社役員に関する事項

①　取締役及び監査役の状況（2016年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長兼ＣＥＯ（代表取締役）	泉　龍彦	日立オートモティブシステムズ㈱取締役
取締役社長兼ＣＯＯ（代表取締役）	川本英利	
常務取締役	河元哲史	米州地域担当 経営推進本部長
常務取締役	大町秀雄	欧州地域担当 マーケティング＆セールス本部長
常務取締役	和田直士	中国地域担当 購買本部長、生産技術本部長
取締役	新保邦彦	日本地域担当 社長室本部長、経営推進本部副本部長
取締役	田村英之	アジア・オセアニア地域担当 インテリジェント・セーフティ事業推進本部担当、技術開発本部担当
取締役	藤村一路	日立オートモティブシステムズ㈱専務取締役
取締役	川端　敦	日立オートモティブシステムズ㈱常務取締役
常勤監査役	笠井成志	
監査役	笹井保大	弁護士
監査役	栗原和男	日立オートモティブシステムズ㈱常務取締役

（注）１．取締役藤村一路氏及び川端　敦氏は、社外取締役であります。
２．監査役笹井保大氏及び栗原和男氏は、社外監査役であります。
３．監査役笠井成志氏は、当社の経理本部長を務めた経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

②　独立役員の届出

当社は、監査役笹井保大氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取　　締　　役	10名	175百万円
監　　査　　役	4	27
合　　計	14	202

（注）１．当社は使用人兼務取締役制度を廃止しており、使用人分給与はありません。
２．取締役の報酬限度額は、2009年６月24日開催の第69回定時株主総会において年額240百万円以内と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、2009年６月24日開催の第69回定時株主総会において年額65百万円以内と決議いただいております。
４．上記の員数及び報酬等の額には、2015年６月19日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役１名を含んでおります。
５．上記の報酬等の額のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）に対する報酬等の総額は５名10百万円であります。
６．社外役員（社外取締役及び社外監査役）が、当社親会社又は当社親会社の子会社等（当社を除く）から当事業年度において、役員として受けた報酬等の総額は111百万円であります。

④　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する額としております。

（3）社外役員に関する事項

①　取締役

ア．他の法人等の業務執行者等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・藤村一路氏は、日立オートモティブシステムズ株式会社の専務取締役財務本部長であり、同社は、当社の親会社である株式会社日立製作所の子会社であります。

・川端　敦氏は、日立オートモティブシステムズ株式会社の常務取締役ＣＴＯ兼技術開発本部長であり、同社は、当社の親会社である株式会社日立製作所の子会社であります。

イ．他の法人等の社外役員等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ウ．会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催中、川端　敦氏は17回、藤村一路氏は取締役としての在任期間において13回開催中13回出席しております。各社外取締役は、大株主の見地より業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

② 監査役

ア．他の法人等の業務執行者等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

栗原和男氏は、日立オートモティブシステムズ株式会社の常務取締役ＣＩＯ兼情報システム統括本部長であり、同社は、当社の親会社である株式会社日立製作所の子会社であります。

イ．他の法人等の社外役員等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ウ．会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催中、笹井保大氏は17回、栗原和男氏は９回出席、監査役会は10回開催中、笹井保大氏は10回、栗原和男氏は８回出席しております。各社外監査役は、取締役会においては、公正不偏で客観的な立場から経営監視機能を果たすため適宜発言を行い、監査役会においては、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行っております。

（4）会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥　会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分の内容
金融庁が2015年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

ア．処分対象
新日本有限責任監査法人

イ．処分内容
・３か月の業務の一部停止（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（2016年１月１日から同年３月31日まで）
・業務改善命令（業務管理体制の改善）

ウ．処分理由
・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
・運営が著しく不当と認められたため。

（5）業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第４項第６号並びに会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、取締役会において下記のとおり基本方針を定めております。

①　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・コンプライアンスの推進活動に係る基本的事項であるコンプライアンス基本規程と取締役や理事をはじめ全従業員の規範や基準であるクラリオングループ行動規範を制定して、コンプライアンスの徹底をはかります。
・コンプライアンス担当部署及び担当本部長を置くとともに、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、各部署にコンプライアンス委員と推進リーダーを配置して企業活動に関連する法令を洗い出し、リスク評価表を作成して予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
・取締役や理事に対する定期的な社内研修を実施するとともに、コンプライアンス活動の概要を定期的に取締役会に報告します。
・開示規程を制定するとともに、開示委員会を設置して、会社情報を把握・管理し、公正かつ適時適切な開示を実行します。
・輸出入管理規程及び安全保障輸出管理規程を制定するとともに、貿易管理委員会を設置して、輸出入関連法令を遵守し、輸出入管理を適切に実施します。
・反社会的取引防止規程を制定し、防止に必要な社内体制や手続について定め、社会規範を尊重して

良識ある企業活動を心がけます。

・公務員等への贈賄防止規程を制定し、国内外の贈賄防止に必要な管理体制や手続について定め、法令遵守に根ざした企業活動を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、決裁申請書、稟議書その他職務の執行に係る文書等の情報は、情報セキュリティマネジメント規程及び情報及び情報機器の取扱い規程に従い保存及び管理を行うとともに、機密文書は、同規程に従って適切な利用並びに管理を行います。

・情報セキュリティマネジメント規程を制定して、情報システムに関する電子情報全般の管理体制の確立を行うとともに、個人情報保護規程を制定して、個人情報保護方針の周知と個人情報の管理を徹底します。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理規程を制定するとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、子会社を含むビジネス活動において直面するリスクの特定、評価、対応を含めた管理活動であるリスクマネジメントシステムを構築し、活動の概要は、定期的に取締役会に報告します。

・業務遂行上のリスクについては、担当部署におけるリスク管理プログラムに基づく計画を実行するとともに、定期的な研修を実施します。

・災害等に起因する緊急事態の対応については、危機管理規程に従い危機管理委員会を設置して、各部署に委員を配置します。

・情報セキュリティマネジメント規程を制定するとともに、情報セキュリティ委員会を設置して、情報セキュリティの全社的管理・統括を実行します。

・品質管理規程を制定するとともに、品質会議を設置して、品質管理体制を構築します。

・環境方針を制定するとともに、環境委員会を設置して、子会社を含むクラリオングループ一体となった環境推進体制を整備するとともに、環境保全活動を推進します。

④ 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役及び理事等で構成する経営会議を設置し、子会社を含む業務の全般的執行方針及び重要な業務の実施等に関し多面的な検討を経て適切に決定するため、協議や報告を行います。

・業務の効率的運営や責任体制の確立をはかるため、組織規程を制定し業務分掌や職務権限基準を策定するとともに、取締役会付議基準や決裁手続規程及び関係会社承認基準を定めます。

・理事制度を導入し、取締役会における決定事項に基づいて代表取締役のもと理事は業務執行を迅速に遂行します。
・品質管理規程の方針管理手順に基づき、中期経営計画、中期及び年次本部長方針と部長方針を策定し、定めた方法により経営計画の進捗状況の確認や改善処置を行い、経営目標の達成度向上をはかります。
・クラリオングループの最高経営責任者として経営方針・経営戦略を策定するＣＥＯ（Chief Executive Officer）とクラリオングループの最高執行責任者として方針・戦略に基づき事業計画を実行するＣＯＯ（Chief Operating Officer）を定めて効率的な業務執行をはかります。

⑤　当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・コンプライアンス基本規程と全従業員の規範や基準であるクラリオングループ行動規範を制定して、全従業員がルールを遵守し誠実かつ公正な業務を遂行するようコンプライアンスの徹底をはかります。
・当社及び子会社にはコンプライアンス担当部署及び担当本部長又は責任者を置くとともに、社長を委員長とするコンプライアンス委員会又は責任者を設置し、法令遵守が周知徹底されるよう各部署にコンプライアンス委員と推進リーダーを配置するとともに、定期的な社内研修を実施します。
・子会社を含む各部署は、企業活動に関連する法令を洗い出し、リスク評価表を作成して予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
・業務執行部門から独立した内部監査部門が、子会社を含む各部署の業務プロセス等について定期的な監査を実施し、業務活動の有効性、効率性、適法性、社内規程の遵守等に関する検証を行い、監査結果や改善の要否を社長へ報告するとともに、改善指摘事項を各部署に通知し、各部署は是正を行います。
・子会社を含む従業員等が、法令遵守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように社内通報規程に基づき相談・通報制度を制定します。
・コンプライアンス担当部署、内部監査部門は、平素より監査役と連携し、子会社を含む全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査、検討します。

⑥　当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
（１）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制
・子会社に対する統一的な管理事項について定めた関係会社管理規程を制定し、主管部門への報告事

項を定めます。
・子会社の経営状況、財務状況その他重要な情報について、経営会議において報告するとともに、必要に応じて関係会社会議を開催します。
（2）その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
・関係会社役員出向規程に基づき、子会社に取締役又は監査役として派遣し、業務及び会計の状況を定常的に監督します。
・親会社の企業行動基準等に準じて、日立グループ共通の価値観の醸成と社会的責任についての理解に努めます。
・親会社を含むグループ会社との取引については、基本契約や社内規程に基づき市場価格によって適正に行います。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・監査役室を設置し、監査役の職務を補助するために必要な要員を配置します。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役室の要員の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査役会の同意を得ます。

⑨　監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役の職務を補助すべき使用人は、経営より組織上独立した部門に所属し他部署の使用人を兼務せず、監査役の職務を補助すべき使用人としてその指示に従うよう明確化されています。

⑩　次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
（1）当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
・取締役及び理事並びに使用人は、次の事項に該当する場合は速やかに監査役に報告します。
　1．業務執行に関する事項の報告を求められた場合。
　2．法令や定款違反もしくは不正行為等の事実又は著しい損害を及ぼすおそれのある事実がある場合。
　3．その他監査役会がその業務遂行上報告を受ける必要があると判断した場合。
・内部監査部門が実施した内部監査結果やリスク管理委員会・コンプライアンス委員会等の活動状況について監査役に報告します。
・社内通報規程に基づく相談・通報制度により、経営幹部等の不正が通報された場合は、速やかに監査役に報告します。

・取締役及び理事等は、経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。

（2）子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

・当社及び子会社のグループ監査役連絡会を定期的に開催し、子会社の状況について報告を行います。

・子会社より相談・通報制度に基づく情報提供があった場合は、コンプライアンス統括部門は監査役へ報告します。

⑪　監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底します。

⑫　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役がその職務の執行に関し、費用の前払い等の請求を行ったときは明らかに必要でないと認められる場合を除き、当該費用又は債務を速やかに処理します。

⑬　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・経営会議等の重要な会議に監査役に対して出席要請するとともに、取締役及び理事等は監査役と定期的面談を行います。

・代表取締役は、監査役と意思疎通をはかるため会社運営等に関する定期的な意見交換会を開催します。

・決裁手続規程に基づき申請される決裁申請書や稟議書を監査役に回付します。

⑭　財務報告の信頼性を確保するための体制

・日立グループ並びに当社及びクラリオングループとしての財務報告に係る内部統制システムの整備運用をはかるとともに、日立グループ監査の受入れ並びに当社及び子会社監査の実施等により、財務報告の信頼性及び業務の適正を確保する体制の充実をはかります。

（6）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記（5）の方針に基づき、当事業年度において下記のとおり運用しております。

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社内部監査部門及びインターナル・コントロール委員会（当事業年度は４回開催）がモニタリングし、改善を進めております。また、内部監査部門及びインターナル・コントロール委員会は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

② コンプライアンスに関する体制

コンプライアンス基本規程は2007年３月１日に、クラリオングループ行動規範は2011年３月８日に制定されております。社長を委員長とするコンプライアンス委員会が各部門及び子会社に委員とリーダーを配置し、当事業年度において委員会を２回開催いたしました。また、管理職ＣＳＲ研修会を年１回開催しており、研修実績状況を含むコンプライアンス活動については、年に２回取締役会に報告しております。開示規程、安全保障輸出管理規程、反社会的取引防止規程、公務員等への賄賂防止規程を制定するとともに、委員会等の体制を整備して適切な管理が行われております。

また、子会社を含む従業員等が、違反行為等について直接情報提供を行うことができるよう社内通報規程を定め、相談・通報窓口を設置しております。

③ 当社及び子会社におけるリスク管理体制

リスク管理規程を制定するとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会がリスクマネジメントシステムを構築しております。当事業年度においてリスク管理委員会を２回開催し、その活動状況を定期的に取締役会に報告しております。また、担当部署はリスク管理プログラムに基づく計画を立て、定期的な研修を実施しております。また、環境委員会を年３回、危機管理委員会を年１回、品質会議を年12回開催しております。

内部監査部門は、子会社を含む各部署に定期的な監査を実施し、その結果や改善の要否を社長へ報告するとともに、指摘事項を通知し、是正を行っております。

取締役の職務の執行にかかる文書等の情報は、情報セキュリティマネジメント規程及び情報及び情報機器の取扱い規程に従い適切に利用並びに管理されております。

④ 取締役の職務執行に関する体制

当事業年度は、取締役会を17回開催し、経営の基本方針や法令で定められた事項その他経営に関す

る重要事項を決定しております。また、取締役及び理事等で構成する経営会議を24回開催し、子会社を含む業務の実施等に関し協議や報告を行いました。さらに、組織規程を制定し、業務分掌や職務権限基準を定め、組織の効率的運営と責任体制を構築しております。

なお、中期経営計画及び年次本部長方針と部長方針を策定し、経営目標の達成をフォローしております。

⑤　監査役の職務執行に関する体制

監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役と意思疎通をはかるため、会社運営等に関する定期的な意見交換会を４回開催いたしました。また、取締役及び理事等とも定期的に面談を行いました。

内部監査部門は、内部監査結果やリスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の活動状況について監査役に毎月２回報告をしております。

子会社を含む取締役及び理事並びに使用人は、定期的あるいは要請に基づき監査役に報告をしており、監査役へ報告を行った役職員に対して当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底しております。

なお、監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した監査役室を設置し、職務を補助すべき独立性を確保した使用人を２名置いており、職務上必要となる費用につきましては、速やかに処理しております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2016年３月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**71,245**	**流動負債**	**47,732**
現金及び現金同等物	14,326	短期借入金	255
売上債権	30,427	償還期長期債務	833
未収入金	1,245	買入債務	25,650
棚卸資産	22,419	未払金	7,458
その他の金融資産	866	その他の金融負債	169
その他の流動資産	1,960	未払費用	10,312
		未払法人所得税	1,910
		引当金	581
		その他の流動負債	561
非流動資産	**59,786**	**非流動負債**	**45,443**
有形固定資産	24,614	長期債務	34,788
無形資産	26,274	その他の金融負債	1,286
持分法で会計処理されている投資	1,262	退職給付に係る負債	8,707
有価証券及びその他の金融資産	2,393	引当金	406
繰延税金資産	3,986	その他の非流動負債	254
その他の非流動資産	1,253	**負債の部合計**	**93,176**
		資本の部	
		親会社株主持分	**37,688**
		資本金	20,346
		利益剰余金	14,124
		その他の包括利益累計額	3,366
		自己株式	△ 148
		非支配持分	**166**
		資本の部合計	**37,855**
資産の部合計	**131,031**	**負債・資本の部合計**	**131,031**

連結損益計算書

（2015年4月 1日から
2016年3月31日まで）

科目	金額
	百万円
売上収益	**216,227**
売上原価	**178,950**
売上総利益	**37,276**
販売費及び一般管理費	26,304
その他の収益	1,071
その他の費用	492
営業利益	**11,551**
金融収益	145
金融費用	1,373
持分法による投資利益	172
税引前当期利益	**10,495**
法人所得税費用	2,744
当期利益	**7,750**
当期利益の帰属	
親会社株主持分	**7,743**
非支配持分	**7**

連結持分変動計算書

（2015年4月 1日から
2016年3月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社株主持分					非支配持分	資本の部合計
	資本金	利益剰余金	その他の包括利益累計額	自己株式	合計		
期首残高	20,346	6,934	7,681	△ 139	34,823	171	34,994
変動額							
当期利益		7,743			7,743	7	7,750
その他の包括利益			△ 4,305		△ 4,305	△ 19	△ 4,324
当期包括利益合計		7,743	△ 4,305		3,438	△ 11	3,426
親会社株主に対する配当金		△ 563			△ 563		△ 563
自己株式の取得				△ 9	△ 9		△ 9
利益剰余金への振替		10	△ 10		–		–
企業結合による変動						7	7
変動額合計	–	7,189	△ 4,315	△ 9	2,865	△ 4	2,860
期末残高	20,346	14,124	3,366	△ 148	37,688	166	37,855

貸借対照表

(2016年3月31日現在)

資産の部	
科目	金額
	百万円
流動資産	**39,395**
現金及び預金	950
受取手形	771
売掛金	16,309
商品及び製品	3,803
原材料及び貯蔵品	2,566
前払費用	222
繰延税金資産	1,655
短期貸付金	9,885
未収入金	2,059
その他	1,170
固定資産	**63,207**
有形固定資産	**13,688**
建物	3,796
構築物	359
機械及び装置	167
車両運搬具	36
工具、器具及び備品	533
土地	7,810
リース資産	785
建設仮勘定	200
無形固定資産	**18,185**
のれん	847
ソフトウエア	16,569
その他	768
投資その他の資産	**31,333**
投資有価証券	1,424
関係会社株式	27,947
長期前払費用	1,101
長期貸付金	31
その他	834
貸倒引当金	△ 6
資産の部合計	**102,602**

負債の部	
科目	金額
	百万円
流動負債	**33,946**
支払手形	94
電子記録債務	4,997
買掛金	13,256
短期借入金	3,652
一年以内返済予定の長期借入金	100
リース債務	540
未払金	5,470
未払費用	3,858
未払法人税等	448
預り金	74
賞与引当金	1,280
製品保証引当金	146
その他	26
固定負債	**41,694**
長期借入金	34,250
リース債務	320
長期未払金	1,066
繰延税金負債	227
再評価に係る繰延税金負債	437
退職給付引当金	5,178
役員退職慰労引当金	125
資産除去債務	56
その他	32
負債の部合計	**75,640**
純資産の部	
株主資本	**25,270**
資本金	**20,346**
利益剰余金	**5,072**
利益準備金	56
その他利益剰余金	5,016
繰越利益剰余金	5,016
自己株式	**△ 148**
評価・換算差額等	**1,691**
その他有価証券評価差額金	**696**
繰延ヘッジ損益	**△ 3**
土地再評価差額金	**998**
純資産の部合計	**26,962**
負債及び純資産の部合計	**102,602**

損益計算書

（2015年4月 1日から
2016年3月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**150,071**
売上原価		**134,637**
売上総利益		**15,433**
販売費及び一般管理費		12,122
営業利益		**3,310**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,211	
賃貸料	231	
その他	235	1,678
営業外費用		
支払利息	238	
支払割引料	76	
為替差損	405	
その他	335	1,056
経常利益		**3,932**
特別利益		
固定資産売却益	88	88
特別損失		
固定資産除却損	17	17
税引前当期純利益		**4,002**
法人税、住民税及び事業税	559	
法人税等調整額	196	756
当期純利益		**3,246**

株主資本等変動計算書

（2015年4月 1日から
2016年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	20,346	－	2,389	2,389	△ 139	22,597
当期変動額						
剰余金の配当		56	△ 620	△ 563		△ 563
当期純利益			3,246	3,246		3,246
自己株式の取得					△ 9	△ 9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	56	2,626	2,682	△ 9	2,673
当期末残高	20,346	56	5,016	5,072	△ 148	25,270

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	773	△ 0	975	1,748	24,346
当期変動額					
剰余金の配当					△ 563
当期純利益					3,246
自己株式の取得					△ 9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 77	△ 2	22	△ 57	△ 57
当期変動額合計	△ 77	△ 2	22	△ 57	2,615
当期末残高	696	△ 3	998	1,691	26,962

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年５月９日

クラリオン株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　﨑　隆　浩　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　島　藤　章太郎　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、クラリオン株式会社の2015年４月１日から2016年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、クラリオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年５月９日

クラリオン株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　﨑　隆　浩　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　島　藤　章太郎　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、クラリオン株式会社の2015年４月１日から2016年３月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2015年４月１日から2016年３月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第１項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年５月10日

クラリオン株式会社　監査役会

常勤監査役　笠　井　成　志　㊞

監　査　役　笹　井　保　大　㊞

監　査　役　栗　原　和　男　㊞

（注）監査役笹井保大及び監査役栗原和男は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第76期の期末配当につきましては、当期の業績、安定した株主還元及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金３円といたしたいと存じます（前期末配当より１円増配）。

なお、この場合の配当総額は845,581,773円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

2016年６月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

本件は、当社の健全かつ持続的な成長のため、経営の監督と業務執行の分離を明確にし、透明性の高い経営の実現をはかるとともに、業務の決定権限を取締役会から執行側へ大幅に委任し、業務執行のスピードアップ、経営の機動性向上をはかることにより、さらなる企業価値の向上、コーポレート・ガバナンスの強化をめざすことを目的として指名委員会等設置会社に移行するため、次のとおり定款を変更するものであります。

（１）指名委員会等設置会社に移行するため、機関の設置に関する規定の変更、委員会及び執行役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定・文言の削除、取締役の役位、権限に関する規定・文言の変更その他所要の変更を行います。

（２）経営の監督と業務執行の分離にあたり、執行役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に果たすことができるように責任免除に関する規定を新設します。

（３）株主総会の招集の時期及び方法、取締役会の決議方法については法令の定めに従うこととして規定を整理するとともに、株式取扱規程の制定等を執行役に委任できるように変更を行います。

その他、指名委員会等設置会社への移行と併せ、株主の皆様に対する利益還元や経営環境の変化に対応した資本政策を機動的に遂行できるように剰余金の配当等の会社法第459条第１項各号に定める事項を取締役会決議によって定める旨の規定に変更し、これに伴い現行定款第６条（自己の株式の取得）の規定を変更案第35条（期末配当金及び自己株式の取得等）に整理するものであります。併せて、わかりやすさの観点から字句の変更を行います。

なお、変更案のうち、第30条の付議につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、本議案は、本総会終結の時をもって効力を発生するものとします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（新設）	第４条（機関の設置） 当会社に、取締役会、指名委員会等（指名委員会、監査委員会及び報酬委員会をいう。以下同じ。）及び会計監査人並びに執行役を置く。
第４条（公告方法） （条文省略）	第５条（公告方法） （現行どおり）
第２章　株　式	第２章　株　式
第５条（発行可能株式総数）	第６条（発行可能株式総数）

現　行　定　款	変　更　案
（条文省略）	（現行どおり）
第６条（自己の株式の取得） 　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。	（削除）
第７条（単元株式数）及び第８条（株主名簿管理人） （条文省略）	第７条（単元株式数）及び第８条（株主名簿管理人） （現行どおり）
第９条（株式取扱規程） 　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第９条（株式取扱規程） 　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会に委任された執行役が定める株式取扱規程による。
第10条（基準日） （１）当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 （２）前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。	第10条（基準日） 　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 （削除）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第11条（招集の時期） （条文省略）	第11条（招集の時期） （現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第12条（招集権者及び議長） （1）株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長又は取締役社長がこれを招集する。取締役会長又は取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。 （2）株主総会においては、取締役会長又は取締役社長が議長となる。取締役会長又は取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	第12条（議長） （削除） 株主総会においては、執行役会長又は執行役社長が議長となる。執行役会長又は執行役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の者が議長となる。
第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）から第15条（決議の方法）まで （条文省略）	第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）から第15条（決議の方法）まで （現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役、取締役会及び指名委員会等
第16条（取締役会の設置） 当会社は、取締役会を置く。	（削除）
第17条（取締役の員数）から第19条（取締役の任期）まで （条文省略）	第16条（取締役の員数）から第18条（取締役の任期）まで （現行どおり）
第20条（取締役会の招集権者及び議長） （1）取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長が招集し、その議長となる。 （2）取締役会長又は取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	第19条（取締役会の招集権者） （1）取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役である執行役会長又は執行役社長が招集する。 （2）取締役である執行役会長若しくは執行役社長に事故があるとき、又は執行役会長若しくは執行役社長が取締役でないときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

現　行　定　款	変　更　案
第21条（取締役会の招集通知） （1）取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 （2）取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第20条（取締役会の招集通知） （1）取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 （2）取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第22条（代表取締役及び役付取締役） （1）代表取締役は、取締役会の決議により選定する。 （2）取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（削除）
第23条（取締役会の決議の方法） （条文省略）	第21条（取締役会の決議の方法） （現行どおり）
第24条（取締役会の決議の省略） 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	第22条（取締役会の決議の省略） 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。
第25条（取締役の責任免除）及び第26条（取締役会規程） （条文省略）	第23条（取締役の責任免除）及び第24条（取締役会規程） （現行どおり）
第27条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	第25条（指名委員会等に関する事項） 　指名委員会等に関する事項については、法令、定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める。
第５章　監査役及び監査役会	（削除）
第28条　（監査役及び監査役会の設置） 　当会社は、監査役及び監査役会を置く。	（削除）
第29条（監査役の員数） 　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）
第30条（監査役の選任） （１）監査役は、株主総会の決議により選任する。 （２）監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
第31条（監査役の任期） （１）監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 （２）任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。	（削除）
第32条　（監査役会の招集通知） （１）監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 （２）監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
第33条（監査役会の決議の方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
第34条（常勤の監査役） 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。	（削除）
第35条（監査役の責任免除） （1）当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 （2）当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を同法第425条第１項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。	（削除）
第36条（監査役会規程） 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
第37条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。	（削除）
（新設）	第５章　執行役
（新設）	第26条（執行役の員数） 当会社の執行役は、20名以内とする。
（新設）	第27条（執行役の選任） 執行役は、取締役会の決議により選任する。

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	第28条（執行役の任期） 　執行役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度の末日までとする。
（新設）	第29条（代表執行役及び役付執行役） （１）代表執行役は、取締役会の決議により選任する。但し、執行役社長は代表執行役でなければならない。 （２）取締役会の決議により、執行役会長、執行役社長各１名、執行役副社長、執行役専務、執行役常務各若干名を選任することができる。
（新設）	第30条（執行役の責任免除） 　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第38条（会計監査人の設置） 　当会社は、会計監査人を置く。	（削除）
第39条（会計監査人の選任）及び第40条（会計監査人の任期） （条文省略）	第31条（会計監査人の選任）及び第32条（会計監査人の任期） （現行どおり）
第41条（会計監査人の報酬等） 　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第33条（会計監査人の報酬等） 　会計監査人の報酬等は、監査委員会の同意を得て定める。
第７章　計　算	第７章　計　算
第42条（事業年度） （条文省略）	第34条（事業年度） （現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第43条（期末配当金） （新設） 当会社は、株主総会の決議によって毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。 第44条（期末配当金の除斥期間） （条文省略） 附　則 第１条 （条文省略） （新設）	第35条（期末配当金及び自己株式の取得等） （１）当会社は、会社法第459条第１項各号に掲げる事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。 （２）当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。 第36条（期末配当金の除斥期間） （現行どおり） 附　則 第１条 （現行どおり） 第２条　第76回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任免除及び監査役と締結済の責任限定契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。

第３号議案　取締役８名選任の件

監査役会設置会社から指名委員会等設置会社への移行に伴い、取締役９名及び監査役３名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	泉（いずみ）　龍彦（たつひこ） （1952年４月14日生）	1976年４月　当社入社 1999年６月　当社取締役 2000年２月　当社ＯＥＭ事業本部長 2000年６月　当社ＯＥＭ営業本部長 2001年５月　当社取締役社長（代表取締役） 2014年４月　当社取締役会長兼ＣＥＯ（代表取締役）（現任） （重要な兼職の状況） 日立オートモティブシステムズ㈱取締役	260,000株
	【取締役候補者とする理由】 当社の営業等の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。また、2014年４月からは取締役会長兼ＣＥＯとして当社経営を担っております。引き続き、取締役会の構成員として情報の共有化をはかり、また、豊富な経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。		
2	川本（かわもと）　英利（ひでとし） （1953年10月13日生）	1980年４月　当社入社 2001年５月　当社ＯＥＭ営業本部長 2005年４月　当社グローバル調達本部長 2007年４月　当社経営戦略室本部長 2009年４月　当社マーケティング本部長 2010年４月　日立オートモティブシステムズ㈱営業本部副本部長 2010年６月　当社取締役 2011年４月　日立オートモティブシステムズ㈱営業統括本部副本部長 2011年10月　Hitachi Automotive Systems Asia, Ltd. 取締役会長 2012年６月　当社常務取締役 2013年４月　Hitachi Automotive Systems Asia, Ltd. 取締役会長兼社長 2013年８月　当社事業構造改革担当 2014年４月　当社取締役社長兼ＣＯＯ（代表取締役）（現任）	100,000株
	【取締役候補者とする理由】 当社及び㈱日立製作所関連会社において業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。また、2014年４月からは取締役社長兼ＣＯＯとして当社経営を担っております。引き続き、取締役会の構成員として情報の共有化をはかり、また、豊富な経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	笠井成志（かさい せいし） （1951年6月14日生） ＜新任候補者＞	1974年４月　㈱協和銀行（現㈱りそな銀行）入社 1998年11月　㈱あさひ銀行（現㈱りそな銀行）本店営業部営業第一部長 2001年４月　当社入社 当社経理本部担当本部長 2001年６月　当社取締役 当社経理本部長 2006年４月　当社経営推進本部担当本部長 2009年４月　当社経営推進本部長 2010年６月　当社取締役 2012年６月　当社監査役（現任）	43,000株
	【取締役候補者とする理由】 当社経理部門の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。また、2012年６月より監査役として取締役の職務執行の監査を担っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役会の構成員として情報の共有化をはかり、また、豊富な経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。		
4	藤村一路（ふじむら かずみち） （1954年11月12日生）	1978年４月　㈱日立製作所入社 2003年８月　同社オートモティブシステムグループ財務統括部長 2004年４月　同社オートモティブシステムグループ第一事業本部事業企画本部長 2005年４月　同社オートモティブシステムグループ事業企画本部長 2005年10月　同社オートモティブシステムグループ経営企画本部長 2008年４月　同社オートモティブシステムグループエンジン機構事業部企画本部長 2009年７月　日立オートモティブシステムズ㈱取締役財務本部長 2010年６月　当社監査役 2011年４月　日立オートモティブシステムズ㈱常務取締役財務本部長 2013年４月　同社専務取締役財務本部長 2015年６月　当社取締役（現任） 2016年４月　日立オートモティブシステムズ㈱取締役専務執行役員財務本部長（現任） （重要な兼職の状況） 日立オートモティブシステムズ㈱取締役専務執行役員	0株
	【取締役候補者とする理由】 ㈱日立製作所及び関連会社にて財務部門の業務執行者として豊富な経験と実績を有しております。また、日立グループの経営理念の共有とシナジーの追求により、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴
（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>溝口 稚佳子
（1962年９月７日生）
＜新任候補者＞</td><td>1991年10月　司法試験合格
1994年４月　司法修習修了
1994年４月　裁判官任官
2006年１月　弁護士登録（第一東京弁護士会）
谷川八郎法律事務所入所（現任）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とする理由】
長年にわたる裁判官及び弁護士としての専門的な知見及び豊富な経験を有しており、独立した立場から法務、コンプライアンスを中心に当社の経営に対する監督や経営全般にかかわる業務執行プロセスの適法性を監督することができるものと判断いたしました。同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により職務を適切に遂行できるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>上條 正仁
（1954年７月12日生）
＜新任候補者＞</td><td>1977年４月　㈱協和銀行（現㈱りそな銀行）入社
2003年６月　㈱埼玉りそな銀行執行役員リスク統括部担当兼人事部長
2005年６月　同行常務執行役員埼玉東地域営業本部長
2006年６月　同行代表取締役兼常務執行役員営業サポート本部長兼資金証券部担当
2007年６月　㈱りそな銀行専務執行役員ソリューションサポート部担当
2008年６月　同行取締役兼専務執行役員コーポレートビジネス部担当
2009年６月　㈱埼玉りそな銀行代表取締役社長、㈱りそなホールディングス執行役グループ戦略部（埼玉りそな銀行経営管理）担当
2014年４月　㈱埼玉りそな銀行取締役会長
（重要な兼職の状況）
伯東㈱社外取締役</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とする理由】
グローバルな金融ビジネスにおいて、組織のマネジメントに長年携わり、また、金融機関の経営者として経営に関する高い見識を有していることから、その豊富な経験と知見を活かし、当社の経営全般に関する業務執行全体の妥当性を監督することができるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
7	黒田重雄（くろだ しげお） （1950年1月31日生） ＜新任候補者＞	1975年４月　㈱日立製作所入社 1996年２月　同社半導体事業部甲府製造本部マイコン・ＡＳＩＣ製造部長 2001年10月　日立日鉄半導体（シンガポール）社取締役 2003年４月　同社取締役社長 2005年10月　富士通日立プラズマディスプレイ㈱生産管理統括部長 2006年４月　同社取締役 2007年１月　同社取締役社長 2008年４月　㈱日立メディアエレクトロニクス取締役社長	0株
	【社外取締役候補者とする理由】 長年にわたり多くの企業経営に携わり、経営に関する高い見識を有していること、また、特に技術開発分野・海外経営分野における知見も豊富であることから、経営全般に関する業務執行全体の妥当性を監督することができるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。		
8	山ノ川孝二（やまのかわ こうじ） （1953年1月7日生） ＜新任候補者＞	1977年４月　㈱日立製作所入社 2004年10月　同社オートモティブシステムグループ第一事業本部総務部長 2008年４月　同社オートモティブシステムグループ業務管理本部長 2009年７月　日立オートモティブシステムズ㈱取締役ＣＩＯ兼事業構造改革推進本部長兼業務管理本部長 2010年６月　当社監査役 2011年４月　日立オートモティブシステムズ㈱常務取締役経営改革推進室長兼業務管理本部長 2013年４月　同社専務取締役兼経営改革推進室長兼業務管理本部長 2014年４月　同社専務取締役ＣＣＯ兼業務管理本部長 2016年４月　同社理事（現任・退任予定）	0株
	【社外取締役候補者とする理由】 ㈱日立製作所及び関連会社の業務執行者として豊富な経験を有していること、また、自動車業界において高い見識を有しているとともに、コンプライアンス、内部統制に精通していることから、業務執行全体の妥当性を監督することができるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．㈱日立製作所は、当社の親会社であり、親会社及びその子会社の業務執行者である候補者及び過去５年間に業務執行者であった候補者の親会社及びその子会社における地位及び担当は略歴に記載のとおりであります。
３．溝口稚佳子氏、上條正仁氏、黒田重雄氏及び山ノ川孝二氏は、社外取締役候補者であります。
４．黒田重雄氏は、過去５年以内において当社の特定関係事業者である㈱日立メディアエレクトロニクスの業務執行者でありました。

また、山ノ川孝二氏は、過去５年以内において当社の特定関係事業者である日立オートモティブシステムズ㈱の業務執行者でありました。

5．山ノ川孝二氏は、過去２年以内において当社の特定関係事業者である日立オートモティブシステムズ㈱から使用人としての報酬等を受領しておりました。また、退任時までの報酬等を将来受領する予定があります。

6．当社は、溝口稚佳子氏、上條正仁氏、黒田重雄氏の各氏が原案どおり取締役に選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

7．当社は藤村一路氏との間で会社法第427条第１項の責任限定契約を締結しております。当社は同氏の再任が承認された場合は、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、笠井成志氏、溝口稚佳子氏、上條正仁氏、黒田重雄氏及び山ノ川孝二氏が原案どおり選任された場合は、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
・当該取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

8．日立オートモティブシステムズ㈱は、自動車用オルタネータ及びスタータに関する過去の行為について独占禁止法に違反する行為があったとして排除措置命令等を受けました。2012年11月22日の公正取引委員会からの排除措置命令書において独禁法違反行為は2010年２月24日以降は取りやめられている旨が記述されており、山ノ川孝二氏は当該行為時に同社の前身である㈱日立製作所オートモティブシステムグループの業務執行者として、また、2009年７月１日以降は日立オートモティブシステムズ㈱取締役として在任しておりました。同氏は、在任中、法令を遵守し公正で自由な競争を基本とすることを再度徹底し、コンプライアンスの一層の浸透に取り組んでおりました。

9．本議案が承認された場合、委員会の構成については以下を予定しております。
指名委員会：泉　龍彦、上條正仁、黒田重雄、山ノ川孝二
監査委員会：笠井成志、溝口稚佳子、上條正仁、山ノ川孝二
報酬委員会：川本英利、溝口稚佳子、黒田重雄、山ノ川孝二

以　上

（メモ欄）

（メモ欄）

第76回定時株主総会会場ご案内図

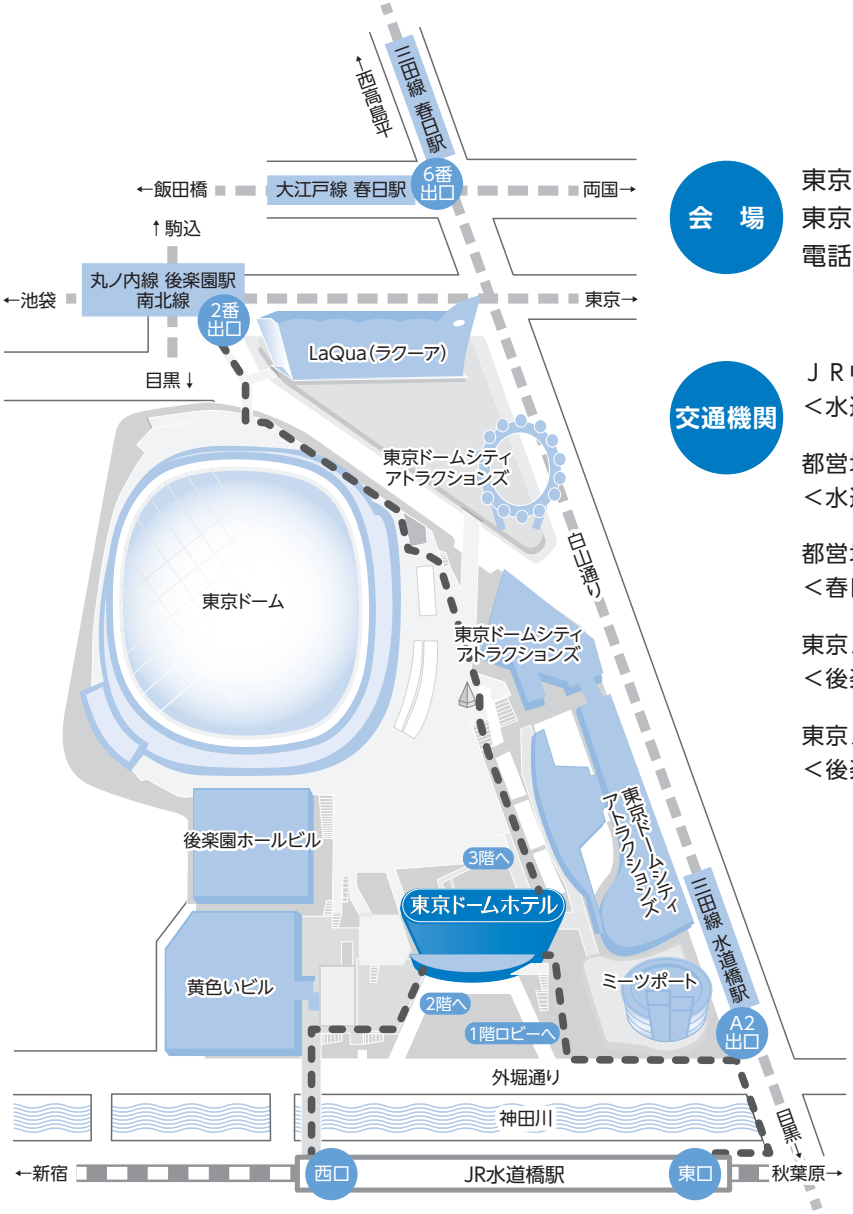

会　場

東京都文京区後楽一丁目３番61号
東京ドームホテル　地下１階「オーロラ」
電話番号　03－5805－2111（代表）

交通機関

ＪＲ中央線・総武線
＜水道橋駅東口＞……　徒歩約２分

都営地下鉄三田線
＜水道橋駅Ａ２出口＞……　徒歩約１分

都営地下鉄大江戸線
＜春日駅６番出口＞……　徒歩約６分

東京メトロ丸ノ内線
＜後楽園駅２番出口＞……　徒歩約５分

東京メトロ南北線
＜後楽園駅２番出口＞……　徒歩約５分